

令和6年度 科学技術研究助成事業募集要項

1. 研究助成の趣旨・目的

本財団は、先端科学技術について調査研究を行うとともに、産学等による創造的研究開発を促進し、福岡県の産業の発展と県民福祉の向上に寄与することを目的に、平成17年11月に設立したものです。

本年度は、福岡県の新たな産業の振興に寄与するような産学による共同研究又は個人の研究に対して、研究助成を行います。また、昨年度に引き続き、福岡県が推進している福岡バイオバレープロジェクトへの支援を強化するとともに、「特別課題」として県民の医療福祉の向上に寄与する研究及び今後の産業界の発展にとって必須ともいえる半導体、AI(人工知能)に関する研究についても助成します。

また、当法人と同趣旨の基に平成24年5月に設立された「一般社団法人柿原明善堂」(本部：東京都千代田区)とも連携して事業を実施します。

2. 助成対象事業

(1) 特別課題

① 医療福祉の向上に寄与する研究

先進医療、新型コロナ、インフルエンザ等の感染症、指定難病に関する研究で、基礎研究、臨床研究又は疫学研究など県民の医療福祉の向上に寄与する研究。

② 半導体、AI(人工知能)に関する研究(基礎研究を含む)

(2) 一般(公募)課題

① バイオベンチャー等育成事業

先端的バイオの研究開発(DNA解折、バイオチップ、バイオセンサー等)でバイオテクノロジーの分野において新産業の創出とベンチャー企業の育成に寄与するもの。

② 先端科学技術開発等の育成事業

民間企業や大学、専門学校等の先端的で高度な研究シーズを活用して、新たな産業分野の創出と育成に寄与するもの。

具体例として、ユビキタス・ネットワーク社会を展望し、高度なインフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー(ICT技術)を駆使した新しいビジネスモデルの創出に関する研究開発など。

③ 福岡バイオバレープロジェクトに関連する事業

ア 福岡バイオバレープロジェクトに関連する事業

久留米市を中心とした、「バイオクラスター」の形成に寄与する先端的バイオ及び関連分野で新製品、新技術の研究開発、事業創出等を行う事業。

イ 特定地域における研究開発事業

久留米市地域(以下「特定地域」という。)において上記①に準じた研究開発(創薬、試薬、バイオセンサー、微生物資材、機能性食品、化粧品、医療材料・機器、分析技術等)及び②の事業の研究開発を行うもの。

3. 助成金額及び研究開発期間

助成金の総額は5000万円を予定しています。

研究開発期間はいずれも事業開始(今年度内)から1年以内とします。

(1) 特別課題

① 医療福祉の向上に寄与する研究

先進医療、新型コロナ、インフルエンザ等の感染症、指定難病に関する研究で、基礎研究、臨床研究又は疫学研究など県民の医療福祉の向上に寄与する研究。

経費の4/5以内(ただし、大学及び公的研究機関等は5/5以内)
限度額300万円以内/年

- ②半導体、AI(人工知能)に関する研究(基礎研究を含む)
経費の4/5以内(ただし、大学及び公的研究機関等は5/5以内)
限度額300万円以内/年

(2)一般(公募)課題

- ① バイオベンチャー等育成事業
経費の4/5以内(ただし、大学及び公的研究機関等は5/5以内)
限度額 200万円
- ② 先端科学技術開発等の育成事業
経費の4/5以内(ただし、大学及び公的研究機関等は5/5以内)
限度額 200万円
- ③ 福岡バイオバレープロジェクトに関連する事業
ア 福岡バイオバレープロジェクトに関連する事業
経費の5/5以内 限度額 300万円
イ 特定地域における研究開発事業
経費の5/5以内 限度額 100万円

4. 助成の対象となる経費

特別課題、一般(公募)課題とも以下の経費
設備費・備品費・消耗品費・旅費・作業経費(アルバイト料、フィールド調査労務費など)
その他(印刷、複写、通信費、計算機使用料、管理経費など)

5. 応募手続き

- ① 所定申請用紙に必要事項を記入し提出してください。
- ② 応募対象者は、福岡県内に住所を有する者または福岡県内に住所を有する大学等団体に所属する者とします。
- ③ 応募に際して大学生は指導教員の承認が必要です。また、企業の場合は過去3年間滞納処分等を受けたことがないことの税務署の証明書を添付してください。

6. 募集期間

令和6年5月7日(火)～令和6年6月10日(月)

7. 選考方法

応募された研究事業計画書は、公益財団法人柿原科学技術研究財団の選考委員会にて審議され、選考されます。

なお採否に拘らず、申請書等は返却致しません。

8. 助成の決定

公益財団法人柿原科学技術研究財団で審議の上、理事会の決議を経て最終決定されます。

9. 助成決定の通知

助成が決定次第各部門の申請者に対し助成金額及び交付時期等をお知らせします。

10. 助成金の交付

助成金は研究事業開始時に半額を、研究事業終了後に残額を交付します。

なお、大学及び公的研究機関等は残額を中間に交付することができます。

11. 助成成果の報告

助成金の受領者には、研究事業終了後その成果につき必要資料添付のうえ研究事業結果報告書を提出していただきます。

なお、当財団が実施する研究懇談会等での発表をお願いすることがあります。